

令和5年度 第1回浜田市特別職報酬等審議会 会議録

日時 令和5年7月31日(月)

14時5分～15時20分

場所 浜田市役所5階

全員協議会室

1 開会（14時5分）

人事課長	<p>ただいまより、第1回浜田市特別職報酬等審議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>私は、本審議会の事務局を担当します人事課長の山根と申します。本日は概ね2時間程度の会議を予定しています。よろしくお願いいたします。</p>
人事課長	<p>まず資料の確認をさせていただきます。今日お手元にレジュメ（裏面が名簿）と資料1から資料3がございます。もしお手元の方に資料がない方につきましては挙手をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、改めまして、委員の皆さまは、浜田市特別職報酬等審議会条例に基づき、各団体の代表として推薦をいただきましたので、本日付けで審議会委員に任命させていただきますと存じます。</p> <p>辞令書につきましては、皆さまの席に配布させていただきましたので、これをもって交付に代えさせていただきます。</p> <p>なお、任期につきましては、審議会条例第3条第2項の規定のとおり当該諮問にかかる審議が終了するまでとなります。</p> <p>さて、本日の審議会の出席者数であります。委員10人に対し、9人のご出席をいただいておりますので、審議会条例第5条第2項の規定である過半数以上の出席があり、この会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、浜田市長がごあいさつを申し上げます。</p>
<h3>2 市長あいさつ</h3>	
市長	<p>浜田市特別職報酬等審議会を開催するにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。皆さんには、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。</p>

	<p>さて、浜田市では、市議会議員の報酬及び市長、副市長等の給料の額並びに政務活動費の額に関する条例を議会に提出するときは、浜田市特別職報酬等審議会を設置し、その意見を聴くものと定められております。現在、市議会議員の報酬額については、議長 45 万円、副議長 38 万円、それから各委員の委員長が 36 万 5 千円等々定められております。また、常勤の特別職の給料月額は、市長 86 万円、副市長 71 万円、教育長 63 万円であります。4 年前の審議会で審議いただきました結果として、このように定められております。この間、全国的な傾向としては、議員のなり手不足が懸念されています。議員確保の観点からも報酬を見直すべきという議論が全国的に起こっていますが、こういう状況等を踏まえながら、皆様には報酬がどうあるべきかご審議いただければと思っています。</p> <p>委員の皆さんには、後ほど事務局が県内 8 市や類似団体等の状況について説明しますので、各部門のお立場から忌憚のないご意見をいただき、答申を賜りたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
--	--

3 浜田市特別職報酬等審議会の開催趣旨

<p>人事課長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>先ほど、市長が申しましたとおり、今後、報酬等について審議いただくこととなりますので、過去の経緯も含め少し説明させていただきます。</p> <p>最初に、資料 1「浜田市特別職報酬等審議会条例」をご覧ください。第 2 条において「市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。」と規定されています。</p> <p>合併以降は、平成 18 年度、21 年度、23 年度、27 年度、令和元年度に開催しております。</p> <p>前回の令和元年では、市議会議員報酬、市長の給料月額についての審議をお願いし、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の正副委員長に対し、報酬月額について引き上げの答申があったところではありますが、前回の開催からすでに 4 年が経過いたしました。</p>
-------------	---

	<p>こうした現状を踏まえ、委員の皆さんには他市の状況等もご確認いただきたく、当市の適正な報酬額等についてご審議いただきたく存じます。</p> <p>本日は、委員の皆さんに説明及び資料提供をさせていただき、今後、9～10月くらいまでのところで2回程度開催し、皆さんのご意見を取りまとめたいと考えておりますので、短期間のご審議になろうと存じますが、よろしく申し上げます。</p>
委員自己紹介	
人事課長	それでは、委員の皆さまには、席の順に自己紹介を一言ずつお願いいたします。
各委員	席順により自己紹介
事務局自己紹介	
事務局	席順により自己紹介
4 会長の選出及び会長代理の指定	
人事課長	<p>ありがとうございました。それでは、会長の選任に移ります。</p> <p>審議会条例第4条第1項の規定によれば互選によることとなりますが、令和元年度に開催しましたときの委員のうち、この度、引き続き委員となられたのは4名であり、その他の委員の方は初めてとなりますので、事務局から候補者を提案させていただければと考えております。</p> <p>事務局といたしましては、豊田委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
	(拍手)
人事課長	<p>それでは、豊田委員様、会長をよろしく申し上げます。</p> <p>では、豊田会長は、中央の会長席へ移動していただきますようお願いいたします。</p>
人事課長	続きまして、審議会条例第4条第3項の規定により、豊田会長に会長代理を指定していただきたいと存じます。
豊田会長	会長代理には、石央商工会の田中委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(拍手)
人事課長	会長代理は、田中委員に決まりました。よろしく申し上げます。

5 諮問	
人事課長	続きまして、市長より浜田市特別職報酬等審議会へ諮問を行いますので、豊田会長は会長席の机の前に、市長は事務局席の前へ移動していただきますようお願いいたします。
市長	(諮問文を読み上げて豊田会長に渡す)
人事課長	ありがとうございました。これで、諮問が終了しました。 市長は、他の公務のため、退席とさせていただきます。 豊田会長は、会長席にお戻りください。
	(市長退席)
人事課長	先ほど市長より豊田会長へありました諮問書の写しを委員の皆様へ配布させていただきます。しばらくお待ちください。
会長あいさつ	
人事課長	では、豊田会長に会長就任のごあいさつを一言お願いしたいと思います。
豊田会長	失礼します。今回で2回目の委員となります。そこまで詳しいわけではありませんが、皆さんと一緒に勉強しながらやっていきたいと考えております。 前回の審議会から4年ほど経っておりますけれども、この間世界の状況、国内の状況が大きく変わってきています。国内では物価高がある一方で、行政の財政はシビアな状況にあることは変わっていないと思います。若手議員の確保、なり手不足などの色々な要因がある中で審議会が始まりますが皆さんのご意見を聞かせていただきながら、活発な議論ができれば良いと考えております。よろしくお願ひいたします。
人事課長	それでは、これより議事進行は、豊田会長にお願いします。
6 協議事項	
(1) 会議の公開・非公開の決定について	
豊田会長	それでは、早速議題に入りたいと思います。 議題(1)「公開・非公開の決定について」、事務局から説明をお願いします。

<p>給与係長</p>	<p>人事課給与係長の久本と申します。</p> <p>浜田市附属機関等の会議の公開に関する要綱により、会議は原則公開することとなっております。また、本審議会の様子は、後日、ユーチューブで映像を配信する予定です。ただし、会議の内容が不開示情報、その他に該当する場合などは、会議に諮り、議題ごとに非公開とすることができるかとされています。この不開示情報にはいくつか項目がありますが、「特定の個人を識別することができるもの、又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」や「実施期間並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」などが挙げられます。またその他として、「公開した場合、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合」などに該当する場合、非公開とすることができるかとされています。これは、審議妨害や委員に対する干渉等を想定しています。</p> <p>このような趣旨を踏まえ、公開・非公開また録画配信の可否について決定いただければと思います。</p>
<p>豊田会長</p>	<p>皆様のご意見を伺い、（議題ごとに）非公開と決定した場合は、傍聴者に対し退出を求め、会議録等のホームページ掲載もしないこととなります。</p> <p>今回の案件は、確かに報酬というセンシティブな内容を審議する訳なので、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる」ことや、「公正かつ円滑な議事運営に支障をきたす」ことが懸念される訳ですが、一個人の報酬ではなく、公人として職務に見合った報酬かどうかを審議するもので、不開示情報に該当するものでは基本的にないと思いますので、原則論にのっとり「公開」とし、ただし審議の流れによっては、その都度必要に応じて「非公開」にすることの決定を皆さんで決めていきたいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>異議なし</p>
<p>豊田会長</p>	<p>なお、「公開」とする場合は、本審議会後にインターネット上に公開する会議録には発言者名を記載することが原則となります。あわせて、審議会の様子を録画した動画をインターネット配信することにな</p>

	りますが、それぞれ「委員に対する意見」の拡大が懸念されます。従いまして、会議録の発言者名は伏せることとし、録画配信はしないことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	異議なし
2 協議事項 (2) 議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について	
豊田会長	次は、議題(2)の「議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について」事務局から説明をお願いします。
給与係長	それでは、資料2,資料3の冊子をご覧くださいと思います。 (資料の内容について説明)
豊田会長	この審議会ですが、全体として予定では3回予定をしておりました、今回は主に説明を受けて、わからないところの質問ですとか、次の会議までに準備してほしい資料などをお伺いしたいと思います。委員の皆様、事務局に質問やリクエスト等ございましたらお願いします。
委員	平成18年度に加算率を下げたとありますが、これは特別職だけでなく議員のものも下げたのでしょうか。
人事課長	市長などの特別職だけでなく、市議会議員の加算率も下げました。
委員	この審議会は、過去2年おきだったり、4年おきだったりの開催のようですが、世の中の状況が変わったときに開催するものですか。
人事課長	基本的には2年に一度の開催を考えております。前回の令和元年度からは4年経っておりますが、コロナ禍という状況もあり、令和3年度の開催は見送りました。
委員	加算率とは、どういうものでしょうか。
人事課長	報酬支給の仕組みは、基本的には国家公務員の仕組みを準用しています。加算率そのものの説明は十分にはできないのですが、国家公務員、地方公務員を含めた、期末手当に係る公務員のルールとご理解いただければと思います。
委員	加算率をやめて、支給月数を増やすという考え方はできないのですか。

人事課長	国や島根県、他の地方公共団体の計算方法は、基本的に同じであるというふうに考えております。浜田市だけ違うやり方というのは難しいと理解しております。
委員	議員の政務活動費を増やしたとしても、使った分だけしか支給されない、今まで 10 万円以上使っていた議員が助かるという考え方でいいのですか。
人事課長	そのとおりです。議員が使われた分だけ政務活動費が支給されるというルールになっております。
委員	出雲市と大田市では、特例条例による給料の減額がされています。給料条例にある金額を直接下げれば良いと思いますが、なぜ特例条例による減額なのでしょう。
人事課長	おっしゃられるとおり、給料条例の給料額そのものを減額するという方法もありますが、本来の給料額を示しつつ、特別な事情により減額する、減額幅を明らかにするという条例の作り方を各自治体がされているものと考えます。
委員	加算率を変えるときは特例条例による変更ですか。それとも給料条例を改正するのですか。
人事課長	加算率を変更する場合は、給料条例そのものの率を変えることとなりますので、条例改正という形になります。
委員	政務活動費はいつからいつまでのものを請求されるのですか。
議会事務局長	年度単位で、4月1日から翌年の3月31日までのものとなります。
委員	後払いになるのですか。
議会事務局長	その間に使ったものを後払いすることになります。
豊田会長	後払いは、今年から変えたのですか。
議会事務局長	令和元年度からになります。
豊田会長	議員数は減ったものの、報酬や政務活動費はそのままということですが、議員の減でどれくらいの人件費減となったのでしょうか。また、加算率 15%が仮に 40%になった場合、市長、副市長、教育長、議員の人件費がどれくらいの増になるのでしょうか。また、資料 16 ページの類似団体の状況で、月額だけでなく年収ベースでもお示しいただきたい。
人事課長	前回の報酬審の時と比べ、議員数は 2 名の定数減となりましたが、報

	<p>酬ベースで約 1,100 万円程度の減となります。また、加算率を 15% から 40% にした場合の報酬の増ですが、特別職、議員含めて約 800 万円強程度の増になります。類似団体の年収を含め、詳しい資料は次回の審議会までのところで事務局から資料を提示いたします。</p>
委員	<p>16 ページの表は大都市圏の自治体が混じっており、突出して報酬が高い状況と感じます。これらも類似団体として取り扱うのでしょうか。</p>
給与係長	<p>類似団体の抽出条件は、人口と産業構造（産業別 就業人口の構成比）のみであり、その他の条件については考慮しておりません。</p>
委員	<p>都会か地方かの地域環境が似通った自治体で比較したいのですが。</p>
人事課長	<p>類似団体の条件は国が示したものであり、それ以外の条件ではお示しにくいところです。国は、5 万人から 10 万人という条件下で産業構造が類似している団体を類似団体としてグループ化していますが、16 ページの資料は、さらに条件を詰めて 5 万人から 6 万人の条件で表を作成しております。</p>
委員	<p>16 ページの表の 5 万人以下の条件の資料をお願いしたい。</p>
給与係長	<p>次回の審議会までに準備いたします。</p>
委員	<p>国の特別職にも加算率というものがあるのでしょうか。</p>
人事課長	<p>確認ができていませんので、次回の審議会までに確認いたします。</p>
豊田会長	<p>人事院勧告で一般職員の給料がどれだけ上がったのか、令和元年度からの推移がわかる資料を準備してほしい。</p>
人事課長	<p>次回の審議会までに事務局で準備いたします。</p>
委員	<p>何年か前に議員に関する市民アンケートがあったと思いますが、内容はこういったものだったのでしょうか。</p>
議会事務局長	<p>定数に関しての市民アンケートを令和 3 年度の選挙の前に実施しました。</p>
豊田会長	<p>この他にまだ質問や資料要請がありましたら事務局にお願いします。本審議会が終わった後でも随時で構いませんので、よろしくお願ひします。</p>
<p>7 その他</p>	
人事課長	<p>今回は、9 月くらいのところで予定したいと思っております。本日お手元に、9～10 月の日程意向調査表を置かせていただいておりますので、ご記入の上、8 月 18 日（金）までに事務局まで F A X 等での送付</p>

	<p>をお願いいたします。それをもとに決定し、開催日等についてご案内いたします。</p> <p>また、本日の資料及び説明についての質問事項等ございましたら、お手元に配布しております質問・意見票にご記入の上、事務局まで8月末までにFAX等での送付をお願いいたします。なお、提出は任意です。内容については、第2回目の冒頭で意見についてはご紹介、質問については回答させていただきます。</p> <p>本日お配りした資料についても、次回ご持参ください。</p> <p>最後に坂田総務部長よりご挨拶させていただきます。</p>
総務部長	<p>最後に、今日は大変忙しい中ですね、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>本日色々な説明をさせていただきました。また加えて、資料について追加の要請もございました。お手元の資料のほかにも、さらに追加の資料が欲しい、ということがありましたら、私ども事務局の方にご連絡いただければ準備させていただきます。様々なご意見があろうかと思いますが、いろんな資料がある中のご検討いただくということが大事だと思いますので、どうぞ遠慮なく要望していただきまして、しっかりご審議いただければと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
豊田会長	<p>ありがとうございました。そのほかございませんか。</p>
委員	<p>資料3を見ると、役職を持たない議員が少ないということでしょうか。あと、いつに収集したアンケートでしょうか。</p>
人事課長	<p>おっしゃるとおりです。アンケートは、今年の6月に収集したものです。</p>
豊田会長	<p>他に何か確認しておきたいことございますか。</p> <p>なければ以上で、本審議会を終了したいと思います。本日はお疲れさまでした。</p>

(15時20分閉会、所要時間 1時間15分)